

第 5 号

令和6年度熊本県病院事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和6年度熊本県病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
庁舎等管理業務	令和7年度	千円 77,556

令和6年11月29日提出

熊本県知事 木 村 敬